報告第３号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき，別紙のとおり専決処分したので，同条第２項の規定により報告する。

平成29年２月22日

つくば市長　五　十　嵐　立　青

専決処分第３号

# 専　決　処　分　書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき，次のとおり専決処分する。

平成29年２月２日

つくば市長　五　十　嵐　立　青

和解について

学校業務遂行上の瑕疵に係る事故に関し，次のとおり和解する。

１　事故発生の日時

平成28年12月５日　午前10時35分

２　事故発生の場所

つくば市春日二丁目47番地

３　相手方

(1) 住所　つくば市

(2) 氏名

４　事故の概要

つくば市立春日学園義務教育学校敷地内において，児童がサッカーをして遊んでいたところ，蹴ったボールがフェンスを越えてしまい，道路を走っていた車にあたってしまった。

5　和解の概要

(1) つくば市は，相手方に対し，金123,692円を支払う。

(2) 相手方は，その余の請求を放棄する。

(3) つくば市及び相手方は，本件に関し，本和解契約以外には，何らの債権債務のないことを確認する。